

種子法廃止から考える国家百年の計

岡田 義之

2017年4月の通常国会において、政府が規制緩和の一環として提案した主要農作物種子法（以下種子法）の廃止案が可決された。

種子法は昭和27年に制定された。野菜や花卉（かき。観賞用植物）については、品種特性が維持されないハイブリッド技術が急速に普及するなど、ビジネスとして成り立つことから民間事業者の扱いが主流になったが、主要農作物はハイブリッド化しにくく、種子の増殖率も低く、さらに基本食料という特性から、公的機関が種子法によって、原種、原種の圃場（ほじょう。田畠）・生産管理、新品種の育成、種子の生産・流通・管理、さらには優良品種の指定を義務として担ってきた。

「最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み」、「民間の品種開発意欲を阻害している」などの理由でこの法律が廃止されることによって懸念されるのは、法的根拠の後ろ盾を失った公的機関では、予算を確保できず、種子事業の継続が難しくなりそうだということである。廃止案には事業継続のための継続的な地方交付税の確保を国に求める付帯決議がついているが、付帯決議がただの努力目標である以上、何の保証もない。

長期的にみると、種子事業から公的機関が撤退することで利益を得るのは、ごく限られた一部の大企業のみである。種子の価格については、民間企業で育成、販売される種子が公費で負担されている現在より安価になることは考えられず、加えて国内外の中小企業が大がかりな投資と設備が必要な種子事業でそれほどの競争力と利益が得られるとは考えにくい。

ホームセンターでも種を購入できる今の時代、公的な機関が何故それほどことをしなければならないのか、民間に開放して競争させたほうが、品質・価格とも良い結果が出るのではないかという意見もあるかもしれないが、種子とその遺伝情報については慎重にあるべきであると考える。

昭和27年に制定されたということから見られるように、種子法は戦中・戦後の食糧難を経て、食糧と種子の確保は国の安全保障のために民間に委ねるのではなく、国の責任のもとで為すべきという判断から制定されたものである。エネルギーと並び、薬（農薬を含む）と種苗を含む食料の確保は国の安全保障に関わる問題であり、必要な投資の規模の大きさも伴って多国籍企業が最も力を入れる分野でもある。民間企業の目的は安定供給ではなく利益向上にある。特性が一代限りといわれる交雑品種においても、次世代には発芽させない特定因子を遺伝子に組込んだ「自殺する種子」と呼ばれるものまで開発し、継続的な購入を強いることで自社の利益を追求する。

「種を制したものは農業を制す」と言われるように、種子は、最も基本的な農業資材であり、農作物の素材になっている遺伝資源は人類共有の公的な財産である。これまで中小を含む多くの種子会社が遺伝資源管理の一端を担ってきたが、こうした種子会社がモンサントなどの多国籍企業によって世界中で次々と囲い込まれてしまい、公的財産であるはずの遺伝資源をもとに改良された新品種が、知的所有権、育種者権の強化によって一部企業の特許の対象になることで、他人が自由にそれを使えなくなってしまった。インドでは地域の綿花をGM（遺伝子組み換え）種子で独占した後、種子価格の高騰で綿花農家に自殺者が続出して社会問題になったこともある。またカナダなどではGM種子企業が一般農家を相手に特許侵害を理由に訴訟を起こす事態も起こっている。植物の遺伝情報は隔離することこそ難しいが、拡散することはその本質であり、それを防ぐことは極めて困難であるし、自然界から見ればGM遺伝子の拡散は汚染に他ならない。一つ注意しておきたいのは、一般的に言われる遺伝子組み換えの問題はその生物学的危険性の問題が主であり、ここで論じてい

る多国籍企業の種子・食糧の独占の問題とは論点が異なる。遺伝子組換え生物等の使用等の規制する法律（通称カタルヘナ法）が既に存在するので、種子法が廃止されたからと言って即座にGM作物が大量に生産され、流通することは考えづらいが、長期的に種子の独占が進めば、否応なしにGM作物を育てるしか選択肢がなくなる未来も十分考えられる。

こうした問題をはらんだ廃案法を唐突に提出し、ろくに審議もせずに可決させたということは、政府がこの案がはらむ問題点を把握していたからこそであると推測できるし、種子法を廃止すべきという圧力がかかっていたであろうことは明白である。そしてその圧力の最たるものは多国籍種子企業の意向を受けたアメリカ政府であることは容易に想像できる。敗戦という多大な犠牲を払って得た国家百年の計を、大国の自国主義と経済至上の新自由主義に引きずられ一足飛びに放棄することは、政府の長期的責任の放棄である。

2003年までの6年間、多国籍種子企業が愛知県農業試験場とコメ品種のGM化の共同研究を行っていたが、58万人に及ぶ反対署名で断念した経緯がある。市民による意思表示が事態を変えることも可能であるということを忘れずにいたい。併せてベランダの片隅のプランター栽培でもいいので、作物が種から育つ不思議さというものを改めて実感してみてはどうだろうか。